

鳥取県立農業指導者養成所	東伯郡関金町	農村中堅実務者に対し、科学的かつ合理的な農業経営に必要な知識と技術を授け、農村において指導的役割を果たし得る農業者の養成を行なうこと。
--------------	--------	---

改める。

第三百三十六条を次のように改める。

(名称及び位置)

第三百三十六条 鳥取県立大山放牧場の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第二号)第二条の規定により設置された放牧場の

名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立大山放牧場	西伯郡岸本町及び日野郡溝口町にわたる地区

第三百三十七条を次のように改める。

(分掌事務)

第三百三十七条 放牧場は、牛の放牧に供するための事務を分掌する。

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

に

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十二年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十四号

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員職の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「場長」を「場長・校長」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

経営伝習農場

場長 次長

を

農業経営
大学校

校長 次長

に改める。

附則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十六号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表の18の項中

町長部局	総務課長 財政課長 厚生課長 観 光商工課長 課長補佐(総務課又は 財政課に所属するものに限る。)
------	---

を

町長部局

課長 課長補佐(総務課又は財政課に所属するものに限る。)

に改め、同表の33の項中

町長部局

課長

を

町長部局

課長

保育所

園長

に改め、同表の46の項の

次に次の一項を加える。

47 倉吉市外九カ町村衛生管理組合

管理者の補助機関	事務長
機関	職

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十七号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項第一号のロを次のように改める。

ロ 別表第六の二等級の欄に掲げる職の職務のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイに掲げる職務と同程度の職の職務

第二条第六項第二号を次のように改める。

二 二等級

イ 別表第六の二等級の欄に掲げる職の職務

ロ 別表第六の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイに掲げる職務と同程度の職の職務

別表第一の知事の事務部局の項中

経営伝習農場

次 場 長

係 長
機械主任

を

農業経営大学校

次 校 長

係 長
主任

に

改め、同表の知事の事務部局の大山放牧場の項中

次 長

を

場 長
次 長

に改める。

別表第三の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の項中

指導係長
産業教育係長
指導主事

を

指導係長
産業教育係長
指導主事

に改める。

別表第四の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中

指導主査

指導係長
産業教育係長
指導主事
社会教育主事

を

指導主査
社会教育主査
指導主事

を

指導係長
産業教育係長
指導主事
社会教育主事

に改める。

別表第五の警察の項中

係 長

を

室長補佐係

長

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 指導課の指導主査、指導係長、産業教育係長及び指導主事並びに体育保健課の指導主査、体育係長及び指導主事

第二条第二項第二号を次のように改める。

二 指導課の指導主査、指導係長、産業教育係長及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、指導係長及び社会教育主事並びに体育保健課の指導主査、体育係長及び指導主事

第三条第一項第十三号中「研究員たる係長」を「研究員たる室長補佐、係長」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
ここに公布する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項を次のように改める。

6 昇格は、第十九条に定める日に行なうものとする。

第十六条第二項第一号中「死亡により、又は」を削る。

別表第三の五の二の2中「指導主査」の下に「又は社会教育主査」を加える。

別表第三の七の一及び二を次のように改める。

一 一等級

病院又は整肢学園の長の職務又はこれらに相当する職務

二 二等級

1 病院の副院長の職務又はこれに相当する職務

2 保健所の長の職務又はこれに相当する職務

別表第九中注を削る。

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「経営伝習農場」を「農業経」

営大学校」に改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育委員

会事務局の本庁の項中「課」を「課」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。